

伊丹市立口腔保健センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により伊丹市立口腔保健センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地 1 いたみ総合保健センタ
ー 2 階

名 称 一般社団法人伊丹市歯科医師会

代表者 会長 中村 義盛

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 2 日 提 出

伊丹市長 藤原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設 立 日

昭 和 4 8 年 1 1 月 1 2 日

2 資 産 の 総 額

2 2 0 , 5 8 6 , 7 7 2 円

3 構 成 員 数

役 員 数 1 8 名 (理 事 1 6 名 , 監 事 2 名)

職 員 数 5 名

4 目 的

歯科医道の高揚及び歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生及び
歯科保健の啓発と普及向上を図ることにより、国民の保健と福
祉を増進し、もって地域社会の健全なる発展に寄与すること。

5 事 業

- (1) 歯科に係る医道の高揚に関すること。
- (2) 歯科に係る医学の発展に関すること。
- (3) 歯科に係る医事衛生の調査及び研究に関すること。
- (4) 歯科に係る公衆衛生の普及及び向上に関すること。
- (5) 歯科に係る予防医学の研究指導に関すること。
- (6) 口腔保健センターの運営に関すること。
- (7) 会員の研修及び教育に関すること。
- (8) 会員の福祉及び親睦に関すること。
- (9) その他上記の目的を達成するために必要な事業。